

資料 5

登録品種の標本・DNA保存等事業（新規）

（要求額） 23, 700 千円（ 0）

1. 要求理由

新たに育成された品種が種苗法に基づき品種登録された場合、現状ではその特性を国として保存するため、品種登録簿にその特性を記載して保存している。しかしながら、種苗法の保護対象は、「登録品種」という現物であり、特性表は直接に権利の範囲を定めるものではない。従って、近年の育成者権侵害に的確に対応するためには、その前提として、登録品種の権利範囲確定のため、育成者権を付与する国の責務として登録品種の植物体の一部及びDNAを保存することが必要となっている。

また、権利侵害の証明にはDNA品種判別技術が迅速かつ有効であるが、開発された技術の妥当性（再現性）の検証まで取り組まれている植物種は極めて限定されている。このため、開発されたDNA品種判別技術について、その妥当性を確認し、育成者権者の権利行使における環境の整備を図る。

2. 事業内容

（1）登録品種の標本・DNAの保存

今後、登録される品種の植物体を凍結乾燥、さく葉標本及び当該植物体から抽出したDNAによりオリジナルを保存する環境を整備する。

（2）DNAを利用した品種識別技術の妥当性検証

独立行政法人種苗管理センターにおいて平成19年度作成予定の妥当性検証の手順書を用いて、DNA品種識別技術検討会により、確立された手法として認知されている植物（加工品を含む）の品種識別手法について、その妥当性を検証する。

3. 事業実施主体

地方公共団体、民間、独立行政法人

4. 事業実施期間

平成20年度～平成22年度

5. 補助率

定額

【生産局 種苗課】